

「災」の年を越えて

総務省消防庁長官 林 省 吾

平成 16 年を表す漢字は「災」とされました。確かに、昨年は史上最高の台風の上陸数、数々の豪雨災害が発生、新潟中越地震と立て続けに災害が発生した年でありました。

年明けて、本年は阪神・淡路大震災発生から十年になります。

阪神・淡路大震災当時は、官邸への情報連絡をはじめとして、国全体の情報連絡、初動体制が遅れを取ったとの反省がありました。

現在では、全国各地で震度 6 弱、都内で震度 5 強の地震が発生した場合には、各省庁の幹部が「震度緊急参集チーム」として総理官邸に集まり、情報収集を行う体制ができており、十勝沖地震、新潟県中越地震などでも迅速に対応するなど、初動において、政府としての対応体制は確立されたと考えております。

この間、消防機関の対応も大きく変わりました。

大規模地震などの災害において被災地を応援する組織として、平成 7 年に創設された「緊急消防援助隊」は、その後の法改正を経て、平成 16 年 4 月からは、被災地からの要請のほか、消防庁長官の指示により被災地の救援にあたる部隊として活動するようになりました。情報の収集に関しては、消防・防災ヘリの導入とヘリコプター搭載テ

レビカメラにより、迅速な情報収集・偵察を行うと同時に陸上部隊の進出準備を整える体制をとっています。

昨年の豪雨・台風災害や新潟県中越地震においては、都合 4 回の出動で延べ 2,823 人の方々を救助しました。

災害時に、消防本来の高い技術を持った救助・救急・消火部隊が迅速に地元消防本部を支援する体制が整ったものと思います。

以上のように、国における防災体制の強化につきましては、阪神・淡路大震災の教訓が生かされ、体制の充実がされつつあると考えておりますが、地方公共団体における防災体制の現状が試されたのが、昨年の一連の災害ではなかったでしょうか。

16 年 7 月からの一連の豪雨災害では、風水害における迅速な避難体制の確立のため、情報収集と伝達の重要性が課題として認識されました。

初動体制の確保のため職員を動員し、適切な時期に避難勧告を行い、災害の規模によっては緊急消防援助隊等の応援要請を早々に行うという、一連の対応を円滑に行うだけの事前の体制整備が求められています。

特に、現地調査の結果として、消防庁としては、首長の危機管理意識が災害対応に与

える影響が大きいこと、風水害関連の訓練の充実、避難勧告を行うにあたっては空振りをおそれない決断の重要性、高齢者を中心とした災害時要援護者への情報提供と避難対策の検討を提言しました。

また、10月23日に発生した新潟県中越地震では、停電により防災行政無線、それに接続された震度情報ネットワークが作動せず、非常用電源による対応もできなかった市町村もあり、新たな反省材料となりました。

このため、去年は忙しい師走の時期ではありましたが、消防庁独自の訓練として、全国の都道府県・市町村の協力の下、首長等及び消防機関幹部等の参加を得た、非常電源を使用しての防災行政無線の通信訓練を初めて行いました。

各地方公共団体の置かれた状況、防災への課題は様々ではありますが、全国的な防災体制の見直し、取り組みを進めるためのきっかけになったものと自負しております。

さて、東海地震等の大規模災害を想定した場合、災害情報の収集、応急対策の面で地方公共団体を支援する責任のある消防庁としては、今後とも常に明確な目的意識のもと自らの改革を進めなければならないと考えています。

まずは、消防庁としての体制の強化が必要であり、災害に加えて国民保護といった新たな課題についても、柔軟に対応できる組織づくりを目指し、平成17年度からの消防庁の組織改正に取り組んでまいります。

さらには、予想される東海地震のような大規模災害や、突発的な地震、例えば、首都直下の地震のような現在では予知ができない災害の発生に対しても、きちんと組織として機能するように、職員の動員体制の見直し、訓練の強化を通じて取り組んでまいります。

これらの改革をすすめることで、地方公共団体、消防本部との連携がよりいっそう強化され、災害対応力を高めていきたいと考えております。阪神・淡路大震災から10年の節目である本年は、去年の「災」の年を乗り越えて、消防庁、地方公共団体ともに実効ある防災対策への取り組みの年になることを願っております。